

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令について
(福利厚生会社の登録基準の緩和関係等)

労働基準局勤労者生活課

改正の趣旨

勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第9条第3項に規定する福利厚生会社について、新規参入を促進する観点から、勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号。以下「規則」という。）第24条の4に規定する登録基準の見直し等を行うもの。

改正の概要

（1）福利厚生会社の登録基準の見直し（規則第24条の4第1項関係）

福利厚生会社の登録基準のうち、以下の見直しを行う。

- ① 「主として住宅資金の貸付けの業務を行う法人であること。」という要件のうち、「主として」を削る。
- ② 申請の日の属する会計年度に住宅資金の貸付けの業務を開始した法人にあっては、住宅資金の貸付けの対象者に関する要件を以下のとおりとする。
→ 申請の日の属する会計年度の翌会計年度において、当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅資金の貸付額が、当該会計年度における住宅資金の全貸付額のおおむね100分の50以上であることと見込まれること。

（2）その他所要の改正

施行期日

平成22年11月12日